

<研究ノート>

ドイツ語における「自由意志」

„liberum arbitrium“ に関する語彙の変遷

丑 田 弘 忍

1. はじめに
2. 古高ドイツ語時代
3. 中高ドイツ語時代
4. 新高ドイツ語時代
5. おわりに

1. はじめに

自由意志 (*liberum arbitrium*) にかかる問題はアリストテレスの *προαιρεσις* 以来、西洋哲学史の上で、中世を経て、近代に至るまで大きなテーマであり、その概念の姿も、中世キリスト教、ルネッサンス、ドイツ観念論などにおいて常に変化してきた。

以下において、自由意志ないし自由選択と訳されるラテン語 *liberum arbitrium* 及びその類語にあらわれる概念が、古代から近代のドイツ語に至るまで、いかに表現されて来たかを見ていこうとするものである。その際、概念そのものについてはあまり触れることはせずに、各時代の語の消長と語形に注目していきたい。それとともに、各時代の語彙の特徴をとらえることが出来ればと、考えている。

2. 古高ドイツ語時代 (ca. 750—ca. 1050)

古高ドイツ語時代において、*liberum arbitrium* なる一つのまとまった表現としてあらわれるのは、文献の上ではノートカーが最初である。しかし、*arbitrium* 単独では、B (= Die Althochdeutsche Benediktinerregel des Cod. Sang 916, Hrsg. von Ursula Daab, 1959) においてあらわれ、その訳語は *sëlbsuana* であり、その意味するところは、「決定、自由裁量、

判断」であり, *liberum arbitrium* の意味領域に属すると考えられる。この語 *sëlbsuana* は *sëlb* (nhd. selber) と *suana* (nhd. Sühne) に分けられ, *suana* は B では *iudicium* 「判断, 決定」の訳語として用いられており, また Glossen では *iudicium, reconciliatio, animaduersso, censura, satisfactio, sententia, concilium, examen* などの法用語の訳語として, ドイツ南部で多く用いられていた。B の *sëlbsuana* は Glossen には見られないところから, B の作者の造語と考えられ, その究極的に意味するところは, 「自己の判断」であろう。

ドイツ語で「自由意志」の概念を本格的に考察したのは, ノートカー (ca. 950—1022) が最初である。彼のテキスト (Nb = Notker der Deutsche, Boethius, »De Consolatione Philosophiae« Hrsg v. P. W. Tax 1986, 1988, 1990, Np = Notker der Deutche, Der Psalter, Hrsg, von P. W. Tax, 1979, 1981, 1983, Ni = Notker der Deutsche, Boethius' Bearbeitung von Aristoteles' Schrift »De Interpretatione« Hrsg. von J. C. King. 1975) にあらわれる「自由意志」をあらわす意味領域に属すると考えられるラテン語とその訳語は次のとくである。*liberum arbitrium* (*selbuuala, selbuualtigi, selbuualt, selbuualtigi uuillo*), *arbitrii libertas* (*selbuuala, selbuualtigi, uuillo, selbuualtigi uuillo, uuilleuuaultigi*), *libertatis arbitrium* (*uuillo*), *libera voluntas* (*uuilleeuualtig, uuilleuuuarba*), *libertas voluntatis* (*uuilleuuaultigi*), *liberum voluntatis arbitrium* (*selbuualtig chiesunga des uuilen*), *libertas volendi et nolendi* (*geuualt tero uueli*), *voluntas soluta omni necessitate* (*ferlassener uuillo*), *absoluta libertas sua naturae* (*selbuualtig ferläzeni*), *uoluntarius motus animorum* (*unselbuualtig muotuuillo*), *libertas (freiheit, umbedunngeni)*。

以上の訳語の中心は *selbuual-* と *-uualt-* であることがわかる。これらの表現のほとんどは Nb. にあらわれるが, 一つのラテン語に対して一つのドイツ語が対応しているとは限らないし, 異なったラテン語に対して同一のドイツ語が用いられている場合もある。それは, ノートカーがボエティウスの *Consolatio* 解釈に際して, 「自由意志」の概念の考察を行う時, 彼の脳裏にその都度浮かんだドイツ語が訳語として導入されたと考えられう

る。従って、コンテキストにおいて、彼の解釈がにじみ出ているものであって、特にアウグスティヌスやボエティウスなどの先人が彼の思想的背景をなしていると考えられる。また彼の訳語そのものは彼の造語であったり、彼以前にすでに使用されていた語であったりする。

ノートカーはまず Nb. の 4 卷注釈 39 で、*arbitrii libertas (liberum arbitrium)* を次のように概念づけている。*De arbitrii libertate.* Fóne dero sélbuuálo. Hier íst zeuunízenne dáz uuír dúrh sémfti ánt-fristoên liberum arbitrium sélbuuala! sámo so liberam electionem. Áber boetius lêret únsih in tertio libro secundę, editionis periermeniarum dáz uuír liberum arbitrium spréchen súlen mít subauditione uoluntatis álso liberum uoluntatis arbitrium. Uuánda únsih kót hábet ketân arbitros únde iudices uoluntatum nostrarum uuéder sie sín bonę álde malę bedíu chít liberum uoluntatis arbitrium sélbuualtig chiesunga des uuíllen. Áber úbe uuír chéden dáz libervm arbitrium héize libera uoluntas sô râmeén uuír dés sélben únde éigen dánne drív uuórt feruángen mít zuéin. Díu zuéi sóltôn uuír díuten uuíll-euualtigi áne dáz iz mít úns tia significationem hábet tia apud latinos hábet liberalitas. Álso terentius chít seruiebas liberaliter. Dáz chédēn uuír. Dû díenotôt uuílleuualtigo. (Boethius' Consolatio. IV. p. 6, Nb212, 11–22) 「*arbitrii libertas* (意志決定の自由) について。selbuuala (自己選択) について。liberum arbitrium (自由な意志決定) を、libera electio (自由な選択) と同様に、selbuuala (自己選択) と容易に訳しうることは、明らかである。ところで、ボエティウスは（アリストテレスの）「命題論」の第 2 版第 3 卷において我々に教えている。我々は liberum arbitrium を、これに uoluntas (意志) を補って、liberum uoluntatis arbitrium (意志の自由な決定) と言うべきであると。神は我々を、我々の意志の——それが善いか悪いかの——arbiter (判断者) かつ iudex (審判者) となし給うたからである。従って、liberum uoluntatis arbitrium つまりは selbuualtig chiesunga des uuíllen (意志の自己の力による判断) と言うのである。liberum arbitrium は libera uoluntas (自由な意志) を意味していると、我々が言うならば、これは同じことを目

指している。この2語でもって3語をとらえている。この2語 (*libera uoluntas*) を *uuilleuuatigi* (己が意志の力) と解釈してよいであろう。ただ我々のこの語がラテン人の *liberalitas* (自由人たる状態) が有している意味を持っていることは別として。従って、テレンティウスが *seruiebas liberaliter* (あなたは自由人の気持ちで奉仕した) 「*Andr. 1, 38*」というところを、我々は *Du dienotôst uuílleuuáltigo* (あなたは己が意志の力で奉仕した) と言うのである。

ノートカーは *arbitrii libertas* と *liberum arbitrium* を同一視し、これにまず *selbuuala* なる語をあてる。この語がノートカーの造語であるか、あるいはノートカー以前に存在していた語であるか定かではない。古高ドイツ語では、*electio* 「選択」を意味する語に、*uuala* のほかに *uueli* がある。実際、*Glosse* には、*arbitrium* の訳語として *selbuueli* があらわれている (例えば、die Ahd. Glossen von Steinmeyer/Sievers I, 513, 44–45, 10—14世紀、バイエルン方言, zu den Psalmen 及び IV, 131, 15, 9世紀、バイエルン方言, *Glossae Salomonis*)。他方、*selbuuala* はまさしくボエティウスの *Consolatio* の *Glosse* にあらわれている ([ad] *Arbitrium selbuualu* II, 77, 64, Brit. Mus Arund 514 10 / 11世紀, Cons, III, 5 Nero senecam familiarem praeceptoremque suum ad eligendae mortis coegit arbitrium 「ネロは親交を結んで師とも迎いだセネカに自決を強制した」)。ただし Nb. ではこの個所は *uueli* でもって訳されている (Nb. 131, 27–8))。ノートカーがなぜ *liberum arbitrium* の訳語として *selbuueli* ではなく、*selbuuala* を選んだかは、*Glosse* の *arbitrium* の訳語に従ったとも考えられるが、*Glosse* の制作年代を厳密に確定できない以上、Nb か先か、*Glosse* が先か、依然わからない。ともかく、この *selbuuala* はノートカーにおいて上記の Nb の2個所と Np の1個所にのみ用いられているにすぎない。

さらに、ノートカーは、*liberum arbitrium* の概念づけにおいて、*selbuuala* なる訳語だけに満足せず、一步進めて、ボエティウスの命題論注解に則り、*uoluntas* を補って、*liberum uoluntas arbitrium* と解釈する。ボエティウスでは、そこは次のようにになっている。 *Nos autem liberum uoluntatis arbitrium non id dicimus quod quisque uoluerit sed*

quod quisque iudicio et examinatione collegerit (Notker latinus zu Schrift „De interpretatione“ zusammengestellt von James C. King S. 159)「我々が liberum uoluntatis arbitrium と言うのは、人が意志するからではなく、判断と吟味によって思量するからである」。この liberum uoluntas arbitrium をノートカーはドイツ語で selbuualtig chiesunga des uuillen と訳し、善を選び、悪を避ける判断力と定義するのである。直訳すれば、「意志が自己の力にて選択し、判断すること」となろう。

さらにノートカーは、liberum uoluntatis arbitrium を libera uoluntas でもって置きかえ、これに uuilleuualtigi「意志の力」なるドイツ語をあてている。

これらの語 selbuualtig, selbuualtigi, uuilleuualtigi, 及び Np にのみ (Glossen にも) liberum arbitrium の訳語としてあらわれる selbuualt 等はすべて uualt から派生している。これらの語はノートカーの造語か、ないしは旧来からの語である。この-uualt-の原意は potestas「権力、能力」であり、ノートカーは、ここに選択の行使は、意志の potestas であると解釈し、liberum arbitrium 等の訳語にドイツ語史の上で、初めて-uualt を用いたのは画期的なことと言えよう。

ノートカーによって上に概念づけやれた liberum arbitrium の訳語のいくつか、及びそれ以外の個所にあらわれる訳語が、他のコンテキストにおいてどのような意味をおびているか、見てみよう。

まず selbuuala はノートカーの作品に 3 回しかあらわれないが、上記の 2 個所と Np の次の 1 個所のみである。 *Ne auertas faciem tuam a me ne declines in ira a seruo a seruo tuo.* Ne-uuénde fóne mir dîn áansiúne ne-chêre iz in zorne dînemo scálche. Daz chít ne-scêine mir solcha irbolgeni daz dû iz chêrest fóne mir. Alde iz chit in ^{suône tâge} ne-chêre iz fóne mir. Fóne mînen súndon chêre iz nals fóne mir. *Adiutor meus esto.* Vuis mîn hélfâre. So uuiêo ih ^{selb-uuála} liberum arbitrium hábe ih ne-mag doh nîo uuóla getuôn âne dîna hélfâ. (Np 81, 8-15. Ps 27, 9)「どうか、御顔を私に隠さないでください。あなたのしもべを、怒って押しのけないでください。即ち、あなたが私から顔をそむけるほどに、怒らないで下さい、ということである。あなたは

私の助けであれ。たとえ私が liberum arbitrium = selbuualal をもっていましても、あなたの助けなくしては善いことをなすことは出来ません」。ここは、先ほどの Nb の選択の potestas の言とは明らかに矛盾し、単なる本性的な potestas では善の行使は不可能であるとするものである。このノートカーノーの解釈は明らかに、アウグスティヌスの詩篇注解に基づいている。そこは次のようになっている。Nitere, ambula; liberum arbitrium tibi dedi, uoluntatis tuae es; ... noli de te praesumere; si te dereliquerit, in ipsa uia deficies, cades, aberrabis, remanebis. Dic ergo illi: Voluntatem quidem liberam mihi dedisti, sed sine te nihil est mihi conatus meus; ... Tu enim adiuuas qui condidisti, tu non deseris qui creasti. (Notker latinus, Die Quellen zu den Psalmen, Psalm 1–50, Hrsg. von Petrus W. Tax, S. 85, 1972) 「立ち上がって、歩け、わたしはあなたに liberum arbitrium を与えた。……もし神があなたを見捨るならば、あなたは途中で衰え、倒れ、たじろぐであろう。の方に言いなさい。あなたは私に自由な意志 (libera voluntas) をお与えになったが、しかしあたしの試みはあなたなくしては無です。……なぜならば、あなたは、あなたが造り給うたものを助けるのです、あなたが造り給うたもの、を見捨てないのですから」。

同様の考えが、同じ Np 289 (Ps 78) 及び Np371 (Ps101) にもあらわれ、liberum arbitrium はともに selbuualt で訳されている。この selbuualt は Np にしかあらわれない。Adiuua nos deus salutaris noster. Hilf uns Got únser haltare unanda uuir pauperes unde infirmi bírin.
arme ioh unchreftig
 selb-ualt
 Doh uuir eigin liberum arbitrium uuir ne-múgen doh niéht inbéren
 dínero helfo. (Np 289, Ps 78) 「救いの神よ、我らを助けたまえ、我々は貧しくかつ弱っていますから、我々は自由意志を持っていますけれども、あなたの助けなくしては済ますことが出来ません」。このノートカーノーの詩篇解釈も、やはり次のようにアウグスティヌスの詩篇注解に基づいている。Cum uero adiuuari nos uult, nec ingratus est gratiae, nec tollit liberum arbitrium; (Notker latinus. S. 366) 「我々が助けられることを神が欲する時、神は恩寵を進んで与え、liberum arbitrium を奪うことになされない」。ノートカーノーの言う helfa は神の gratia を意味し、gratia が

人間に与えられなければ、liberum arbitrium の行使は不可能となる。このアウグスティヌス的な人間の（自由）意志と恩寵との関係を表わす考えは、意外なことに次のように Nb にもまじり込んでいる。Áber der ménnisko uuás fóre sínoro preuaricatione béisero geuuáltig uuízen-théite ióh uuíllen án dero preuaricatione uuúrten siu béisiu so geírret táz ér chíesendo lúgi díccho áhtót fúre uuár únde ér uuéllendo úbel uuíle fúre gûot. Tár míte nespûot ímo óuh níeht sines uuíllen dóh er uuóla uuélle íz netûe gratia dei. (Nb 238 3-8) 「しかし、人間は preuaricatio (堕落) 以前においては、認識力 (uuízentheit) と uuille (意志) の2つを支配していた。praeuaricatio において、その2つが妨げられ、その結果、認識することにおいて、しばしば嘘を真と思い、意志することにおいて、善として悪を欲するのである。従って、彼が善を意志しても、gratia dei (神の恩寵) がそれをはたさなければ、彼の意志は成功しない」。

Npにおいては selbuuala も selbuualt も恩寵思想という同一の認識の下で用いられているようである。

-uualt-を語幹とする派生語の中で、uuillenuualtigi は先ほどの liberum arbitrium の概念づけの個所で用いられた以外に Nb において2回しか用いられていない。この語は Glossen にもあらわれないし、古高ドイツの他の作品にもあらわれない故、恐らくノートカーの造語と考えられる。Nb における他の2例は、libertas uoluntatis の訳語としての *Statuamus iterum esse. Nû chédén áber dáz si si. Sed nihil necessitatis iniungere rebus.* Únde dóh nehéina nôt tûon dien tâten. *Manebit ut opinor eadem libertas uoluntatis integra atque absoluta.* Nôh tánne uuâno íh stât ze stéte uuílleuualtigi. (Consolatio V. p. 4, Nb 249, 21-24) 「さらに予知は存在するけれども、出来事に少しも必然性をつけ加えないと仮定しましょう。この場合にもやはり意志の自由は完全に申し分ないと、私は考えます」と、libertas arbitrii の訳語としての *Que cum ita sint manet mortalibus intemerata libertas arbitrii.* Uuânda dáz ález sô íst pedíu íst ménniskôn úngenómen íro uuíllouualtigi. *Neque inique leges proponunt premia poenasque uoluntatibus solutis omni necessi-*

tate. Únde mit réhte gehéizent êo búoh ferlâzenen uuíllôn lôn ióh ingélteda. (Consolatio V. p. 6, Np 271, 5–9) 「このようなわけで、人間には、意志の自由が害われずに残るし、またすべての必然性から解放された意志に賞罰を与えることは、不当な撻ではありません」である。これらの *uuilleuualtigi* は必然性 (*cecessitas*) との関連で語られる時に、使用されている可能性が強い。

uuilleuualtigi の形容詞形 *uuilleuualtig* は Np の 2 個所にのみあらわれるにすぎない。 *Timor domini sanctus permanens in s̄eculum s̄eculi.* Trúhtenes forhta ist hēilig unde iêmer ze stéte stande. Si ist hēilig uuanda si uuílleuualtig ist áber scálhlih fórhta ist kebēitet forhta. (Np 58. 3–6, Ps 18) 「主への恐れはきよく、とこしえまでも変わらない。それは意志の力による（自由意志による）ものであるが故に清い。それに対して、隸属的な恐れは強いられた恐れである」。このノートカーの注釈もアウグスティヌスの詩篇注解 *Timor Domini, non soruilis*（隸属的でない）に由来すると思われる。さらにもう一個所は次のようにある。 *Et ex uoluntate mea confitebor illi.* Vnde also mih lustet so iêho ih ímo. Vuíllo-uualtín ih ímo an dién an dién ih pin dié mine fideles sint. (Np 84, 2–4, Ps 27) 「私は喜んで主に申し上げるでしょう。意志の力による（自由意志による）告白を、私の信者たち——私はそこにいる——を通じて私はなす」、このように *uuileuualtig* は「誰からも強制されな自由な意志」と解せられる。

さらに、-uualt-を語幹とし、liberum arbitrium の語領域に属する語に *selbuualtigi* がある。Nb に 5 回、Ni に 1 回あらわれる。例えば、次のような文にあらわれる。 *Sed est ne ulla libertas nostri arbitrii in hac serie coherentium sibi causarum?* Íst nu dehéin sélbuualtigi únseres uuíllen an dirro ríhti dero zesámine háftentôن úrhabo? (Consolatio V. p. 2, Nb 237, 6–8) 「しかし、この緊密な因果の系列のなかに、私たちの意志の自由（自己の力）があるでしょうか」。 *Quare si prenoscit ab eterno non modo facta hominum sed etiam consilia et uoluntates nulla erit libertas arbitrii.* Hoc falsum est. Fóne díu úbe er íbe er io fóre uuéiz nieht éin líuto tâte núbe óuh íro uuíllen sô íst sélbuualtigi ába.

(Consolatio V. p. 3, Nb 239, 27–30) 「したがって、もし神が永遠の昔から人間の行為ばかりでなく、計画や意志をも予知しているならば、意志の自由は存在しないでしょう。これは間違っている。従って、神が、人々の行為のみならず、彼らの意志をも常に予知しているならば、自らの力（意志の自由）は存在しない」。Dér dáz pechénnet tér íst únzuíuelig táz óuh tie tâte liberi arbitrii nôte in sînero scientia ínt náls pre-scientia únde siu álso múgen sáment sîn sô únsêr scientia íst sáment tero ménniskôn tâte dîe sélbuualtig sínt. Uuáz írret sie dáz tero sélbuualtigi dáz uuír die tâte uuízen? (Consolatio V. p. 4, Nb 247, 29–248, 3) 「それを認識する者は、次のことを否定することが出来ない。自由意志による行為も、必然的にその認識の中にあって、予知の中にはない。自由意志と認識は同時に存在しうる。我々の認識が、自己の力による（自由意志による）人間の行為と同時に存在するように、我々が行為を認識するにもかかわらず、自己の力（自由意志）なるものがなぜ行為を混乱させるのか」。selbuualtigi はこれらのコンテキストにおいても、因果や予知などとの関係において語られる時に、用いられているようである。この語は Glossen (III, 119, 5–7; IV 323, 33) にもあらわれているので、ノートカーの造語ではないかもしれない。しかし Glossen とノートカーとの間では意味は若干異なっている。前者は *emancipacio* 「解放」の訳語であって、*arbitrium* の訳語ではない。ノートカーは、この selbuualtigi 自らのもつ意義（自己の力）と *emancipacio* の持つ意味の一部（放たれて自由な）から、*libertas arbitrii* の訳語としてこの語を採用したと考えられる。

selbuualtigi の形容詞形 selbuualtig はノートカー以外には古高ドイツ語においてあらわれない。Nb に 7 回、Np に 1 回あらわれる。Nb において、*liberum arbitrium* の意味として用いられる場合、*chiesunga* (Nb 212, 17), *uuillo* (Nb 241, 24; 268, 13, 23), *ferlazen* (Nb 268, 20) の付加語として用いられている。

-uualt-を語幹とし、*liberum arbitrium* の意味領域に属する語の中に、今日ごくありふれた語である *geuualt* がある。ノートカーをも含めて、古高ドイツ語において、*potentia*, *potestas* の意味で頻繁に用いられている

が、ノートカーにおいては、次のように *liberum arbitrium* の意味領域で用いられている場合がある。 *Quare quibus in ipsis inest ratio inest etiam libertas uolendi et nolendi.* Fóne díu dien gelâzen íst pechénna ûbeles únde gûotes tien íst kelâzen geuuált tero uuéli. (Consolatio V. p. 2, Nb 237, 24–26) 「そんなわけで、理性を具えているものは、欲求することと、欲求しないことの自由を具えている。善と惡の判断力が与えられている者には、選択の力（自由）が与えられている」。善を選び、惡を避ける精神の様式をボエティウスは *ratio* と呼び、ノートカーはこれを判断力 (*bechenneda*) と呼んでいる。これをさらに選択力、即ち、選択の自由と概念づけている。このコンテキストにおいては、ノートカーはボエティウス的な考え方を受け入れているといってよいであろう。

libera uoluntas の訳語として、Nb にのみ1回しかあらわれない語に *uuelleuuarba* がある。*uuillo* と *uuarba* の合成語であって、*uuarba* は「動き」を意味し、全体で直訳すれば、「意志の動き」である。この語は Glossen にも、古高ドイツ語の他の作品にもあらわれないので、ノートカーと造語と思われる。Nb の次の個所にあらわれる。 *Quamuis te conuerteris libera uoluntate in uarias actiones.* Tóh tu díh tînero uûilleuuarbun chêrest in mísseliche tâte. (Consolatio V. p. 6, Nb 270, 6–7) 「あなたがたとえ自由意志によっていろいろな行動をしても」。ノートカーはこのコンテキストにおいて、*actio* との関係において、*motus liber uoluntas* 「意志の自由な動き」なるラテン語を考察するにあたり、*uwill-euuara* なる語を用いたと思われる。

ノートカーは、*liberum arbitrium* とその類語の翻訳にあたって、それぞれのコンテキストにおいて、それにふさわしい様々な訳語をあてている。その訳語の中心は *selb-* であり、*-uualt-* であった。即ち「自己」及び「能力」であり、それらが *gratia* と共に用いられる時、アウグスティヌス的な立場に、*ratio* と共に用いられる時、ボエティウス的立場に立っているといえよう。

arbitrium の訳語として、Glossen の中でノートカーが用いていない語として、*selbuueli*, *selbkuri*, *selbuuillo*, *selbuuartida*, *selbtuom*, *fri-tuom*, *uuala* などがあるが、そのいくつかは中高ドイツ語に受け継がれて

いく。

3. 中高ドイツ語時代 (ca. 1050—ca. 1500)

まず *selp*-を接頭辞とし, *liberum arbitrium* の意味を保持して中高ドイツ語に伝えられた語は *selpwal* と *selpkür* の 2 語のみである。 *selpwal* は中高ドイツ語文献中 2 回見い出されるにすぎない (Lexer には見出し語として記載されているが, Benecke / Müller / Zarnke には見出し語すらない)。

一つは 19 節からなる „*memento mori*“ 「死を思え」 (11 世紀中葉, アーマン方言) の最後の 2 節目にあらわれる。 *Ja du vil ubeler mundus, wie betriugist tu uns sus. / du habist uns gerichin, des sin wir allo beswichin. / wir neverlazen dih ettelichiu zit, wir verliesen sele und lip. / also lango so wir hie lebin, got habit uns selbwala gegebin* (Die religiösen Dichtungen des 11. und 12. Jahrhunderts. Bd, 1, hrsg. von F. Maurer, 1964) 「実に汝はたいそう悪い世, なんと汝は我々をあざむくことか。汝は我々を支配した。そのために我々はすべてあざむかれている。我々は今や汝を捨てないならば, 我々は魂と肉体を失なう。我々がこの世にいる限り, 神は我々に自己選択 (自由意志) を与えられた」。ここで, 神により自由選択 (自由意志) が与えられているということは, 人間は善行をなすべく, 神より要請されていると解せられよう。

他の一つは, 12 世紀の説教集の中に見られる。 *vnde si die selbwala haton* (Altdeutsche Predigten und Gebete, hrsg. v. W. Wackernagel, 1876, 13, 30) 「彼らは自己選択 (自由意志) を持っていた」。

古高ドイツ語時代には *arbitrium* の訳語として, Glossen (I, 513, 44–45 <zu den Psalmen>, III, 224, 26 <summarium Heinrici>, IV, 131, 15 <Glossae Salomonis>) にのみあらわれた *selbkuri* は中高ドイツ語においては, 13 世紀中葉に至るまで数例見られる。その数例を挙げてみれば次の如くである。ノートカーの詩篇注解の改作である, いわゆる Wiener Notker (11 世紀, バイエルン方言) では, Np において *selbuuala*となっていたところは, 次の如く *fri* を伴った *selbchuri* となっている。
Wis min helfare: suio ih fria selbchuri habe, ih ne mac toh nio

uuola getuon ane dina helfa (Notkers Psalmen nach der Wiener Handschrift, hrsg. von R. Heinz u. W. Scherer. 1876, 26, 9)「私の助けであれ。私は自由な自己選択（自由意志）を持っていても、あなたの助けなくしては善いことをなすことは出来ません」。アルクイン (ca. 735—804) の論文「徳と悪徳についての書」のドイツ語訳 (12世紀, アレマン方言) には selbchur が見られる。Indirre gotesrede mugen wir die vil michelun sine guotin bechennen. daz er daz an unsere selbchur lát. obe wir wellan daz uns unsere sculde werde rât. wanne also wir erteilen. also werden auch uuir erteilet (Denkmäler deutscher Prosa des 11. und 12. Jahrhunderts. hrsg. von F. Wilhelm. 1960, 36)「この神の言の中に、我々は多くの神の慈愛を認めることができる。我々の罪がまぬがれることを、我々が欲するかどうかを、神は我々の自己選択（自由意志）にゆだねておられる。我々が裁くように、我々も裁かれるからである」。教訓詩 das Anegenge (12世紀中葉, バイエルン方言) には, selber chür が見られる。daz wir dâ solden iemer leben, / den engeln geliche, / die dâ vil vriliche / heten ir selber chür (Das Anegenge, hrsg. D. Neuschäfer 1969, 1040–43)「そこで大いに自由に、己れの自己選択（自由意志）を有していた天使に等しく、我々は生活すべきであること」。「カイザークロニーグ」(12世紀中葉, バイエルン方言) にも selpkure が見られる。elliu menniken kint / in ainer frîhait sint. / er hât in läzen ain selpkure (Kaiserchronik eines Regensburger Geistlichen, hrsg. E. Schröder, 1969, 3419–21)「あらゆる人の子は自由の中にある。神は彼らに自己選択（自由意志）をゆだねられた」。下って 13 世紀中葉の神秘家 David von Augsburg (ca. 1200—1272, シュヴァーベン方言) の説教の中にも vri を伴なった selbküre が見られる。Sie mugen auch nicht anders gewellen niuwan daz dû wild, alsô nicht daz ir vrie selbküre dehein twancsal haben (Deutsche Mystiker des 14. Jahrhunderts. Bd. 1, hrsg. von F. Pfeifter. 1962, 372)「彼らは、汝が欲するとは違ったことを何も欲しない。つまり、彼らの自由な自己選択（自由意志）はいかなる力も持っていないということである」。

Glossen 及び上に挙げた selbkur の数例はすべてドイツ南部で作成され

た作品からのものであるが、例がわずかなので確定は出来ないが、比較的南部で使用された語ではないであろうか。この語は *selbwala* に代って中高ドイツ語の中期になって使用が顕著になった可能性が強い、しかし 14世紀には全く姿を見せなくなる。

さらに *selb-*を接頭辞とする語で、ノートカーにおいて、*liberum arbitrium* の意味で用いられていた *selbuualt(ig)* は、中高ドイツ語において *selpwalt(ic)* として語形のみは保たれた。しかし *Lexer* には見出しと意味が記載されているが、*Benecke / Müller / Zarnke* には見出しそう挙げられていなく、ほとんど使用されることがなかった語と考えられる。中高ドイツ語に至って、ノートカーにおける意味はなく、「自分勝手な、独断の」という比較的悪い意味で用いられるようになっている。*Haltaus* の辞書 (*Chr. G. Haltaus: Glossarium Germanicum medii aevi, 1758*) には *selbwalt(ig)* の形が挙げられていて、「私権力、不正行為」の意味で用いられている。

ノートカーにおいて、*muotuuillo* 「心の意志」は Nb に 3 回あらわれ、それぞれ異なった意味で、*libet* 「気に入った」、*uoluntarius motus animalium* 「心の自発的な動き」、*arbitrium* 「(自由) 意志」の訳語として用いられているが、中高ドイツ語においても、多義的であり、その一つ *liberum arbitrium* の意味は依然残っている。例えば、先の *das Anegenge* の *wær Adâm gevallen durch sînen muotwillen âne schüntunge* (1157-59) 「アダムが駆られずして、自由意志で墮落したならば」はこの一例であろう。

中高ドイツ語の中期以降、*liberum arbitriun* を表わす今までになかった新しい表現が現出する。それは、*willekûr*, *frie wal*, *frie kûr*, *frier wille* などである。古高ドイツ語において、社会的な地位、階層において「隸属的でない」の意味での使用が多かった *fri* は、中高ドイツ語において、個人における精神的、内面的な「自由」の意味が強くなってくる。その意味での *fri* が「選択」を意味する語に付加されてくるのが、新しい時代の特徴と言える。

まず *willekûr* (nhd. *Willkür*) は *wille* 「意志」と *kûr* 「選択」の合成語として 12 世紀の後半頃から現われ初め、13 世紀に量を増し、文学作品に

よく見られる。waz aber min lesen dô waere / von disem senem-aere, / daz lege ich miner willekûr / allen edelen herzen vür, / daz si dâ mite unmüezic wesen (Tristan, Gotlfried von Strassburg 166–171, 1210年頃)「そしてこの恋物語について読んだことを、高貴な心の人々が心を紛らすよすがにもと、わたしはいま自ら進んでその一覧に供する(石川訳)」。diu saeligen Rûales kint / diu leiten dô Tristande vür / mit ril durnehter willekûr / ir hiuser, ir lîp unde ir guot / und dlsô dienesthaften muot, / so s'iemer beste kunden (ibid 18674–679)「ルーアルの気立てのよい子供たちは、そのときトリスタンに、全く自発的に彼らの家と身体と財産とを差し出し、できうる限り献身的に尽くすことを申し出た(同)」。以上の例は liberum arbitrium そのものではないかもしれないが、liberum arbitrium の意味領域に属する sponte に対応していると考えられる。Guido de Columnis (13世紀後半) の「トロヤ物語」のドイツ語訳 (15世紀中葉、中部ドイツ語) には frey を伴なった willekor が見られる。Anthenor hatte freye willekor, zu zcihen adder zu bleyben und ouck widder zu kommen gein Troya (Zwei ostmitteldeutsche Bearbeitungen lateinischer Prosadenkmäler, hrsg. von V. Störmer, 1990, 153)「アンテーノールは進むか、留まり、そしてまたトロヤに戻るかの、自由な意志決定をした」。

frie wal 及び frie kûr も 12世紀後半頃から文学作品にあらわれる。er hat von sînen minnen / an libe und an sinnen / dir vil vrîe wal gegeben (Hartmann von Aue ca. 1160—ca. 1210, Gregorius. 1437–39)「神は愛により、お前の肉体と魂に自由な選択をお与えになった」。sit ab er mit vrîer kûr / den kampf wolde bestân (do. Iwein, 4354–55)「彼が自由な意志で決闘を引き受けてくれたから」。

主に哲学・神学用語であり、まさしく liberum arbitrium の直訳的表現としての frier wille は 14世紀頃からあらわれ始めたと思われる。

神秘主義者マイスター・エックハルト (ca. 1260—ca. 1328) の説教の中で、「自由意志」がしばしばテーマとして扱われており、der wille ist vri, あるいは vrîer wille なる表現がしばしば見られる。habe aleine eine rechte meinunge und einen vrîen willen, sô hâst du ez (Meister

Eckharts Predigten, Bd. 2, hrsg. von J. Quint, 1988, Predigt 29) 「ただ正しい努力をなし、自由な意志さえもっているならば、そうすれば、お前はこの存在を持っているのである」。エックハルトの弟子のタウラー(1290–1361)の説教の中にも *uoluntas libera* に対応する *freyer wille* が見られる。Als wie sel drey edel krefft hat in den sy ist ein war bild der heiligen dryualtigkeit gedechtnuß verstentnuß und *freyer will* (Johannes Tauler Predigten, Basel 1522, unveränderter Nachdruck 1966) 「魂には3つの能力がある。記憶、認識力、自由意志という点で、魂は聖なる三位一体の眞の似姿である」。

やはり1300年頃に南ドイツで成立したと言われているトマス・マクィナスの「神学大全」のドイツ語訳の中で、*liberum arbitrium* の訳語として *friger wille* が用いられている。consequens est quod ipse secundum proprium motum liberi arbitrii in Deum fuerit sanctificatus. Qui quidem motus liberi arbitrii est meritorius—der nach so ist daz, daz er selber nach siner eigener bewegede sines frigen willen geheiligt waz. Welhe bewegung des frigen willen lonberliclich ist (Morgen-Strothmann. Middle High German Translation of the Summa Theologica by Thomas Aquinas, 1950, 141) 「彼自らが自由意志の固有の運動に従って聖化されたことは帰結的である。自由意志のいかなる運動がより至当か」。なお同書には *libertas arbitrii* の訳語として *friheit des willen* もあらわれる。et tamen libertas arbitrii non tollitur, und doch die friheit des willen en ist niht alzemale daz (ibid. 348) 「しかし、意志の自由は失なわれない」。

以上の語のうち、*selbwala*, *selbkür* は、中高ドイツ語時代のうちに完全に失なわれるが、*frier wille*, *willekür* などは次の時代に受け継がれていく。

4. 新高ドイツ語時代 (ca. 1500—)

エラスムス (ca. 1466–1536) は1524年に「自由意志論 (de libero arbitrio)」を著わし、マルティン・ルター (1483–1546) はこれに答えるべく、1525年に「奴隸意志論 (de servo arbitrio)」を発表した。これは、人

間の自由意志を消極的に扱い、人間の意志決定は奴隸的であるとするものである。だが残念ながら、この書は全文ラテン語で書かれていて、ドイツ語は一語もあらわれない。しかし、ルターのドイツ語作品において「自由意志」の意味領域に属すると考えられるいくつかの語が見られる。liberum arbitrium に対応して、前の時代から受け継がれた freier wille, wilkore, 及び sponte に対する freie willigkeit, williglich, freiwillig, mutwille 等である。Hie mit verwerffe und verdamne ich als eitel yrthum alle lere so unsern freyen willen preisen als die stracks widder solche hülfe und gnade unsers heilonds Ihesu Christi strebt (Luthers Werke, Bd. 3, hrsg. von O. Clemen 1963, 509) 「これにより私は、我々の自由意志をたたえるあらゆる教義を、たんに誤謬として、まさに救世主イエス・キリストのそのような助けと恩寵に逆らうものとして、しりぞけ非難する」。以下の例は、DWB= Grimm, J. und W.: Deutsches Wörterbuch から取ったものであるが、すべてルターの文である。das ist sein ernstlich gebot, und will keine freiheit odder wilkore draus gemacht haben (DWB. Bd. 30, 205) 「これは厳しい掟であり、自由あるいは自由意志を作ろうとしなかった」。ein solch frei, natürliche willichkeit soll auch in uns sein, das gutt zu thun und das bosze zu lassen (DWB. Bd. 30, 185) 「善をなし、悪をなさぬそのような自由で、自然な自発性が我々のうちにも存するべきである)。aber das gesetz Mosi gehet alleine die Juden an, Ohn wo sich die heiden williglich haben drein geben (DWB. Bd. 30, 187) 「しかし、モーゼの掟はひとえにユダヤ人にのみかかるものである、もし異教徒たちが自ら進んでそれに従わなければ」。gib mir wider den trost deines heils und befestige mich mit einem freiwilligen geist (DWB. Bd. 4, 124) 「私にあなたの救いの慰めをお返し下さい。そして自発的な精神で私をとらえて下さい」。der bapst hat ein edles fündlin, das heiszet, pectoralis reservatio, das ist, seines gemüts fürbehalt, et proprius motus, und eigner mutwil der gewalt (DWB. Bd. 12, 2832) 「教皇には高貴な策略がある。即ち、心中留保である。これは彼の心の留保であり、自発、力の自発である」。

この頃には、Serranus の羅独辞典 (Johannes Serranus: Dictionar-

ium latinogermanicum, Nachdruck der Ansgabe Nürnberg 1539) にも, arbitrium, Der frey will とあるごとく, freier will が liberum arbitrium の中心的訳語として完全に定着したと思われる。

さらに下って, ドイツ観念論の旗手カント (1724–1804) も「自由意志」の問題について深く考察している。Eine Willkür nämlich ist bloß thierisch (arbitrium brutum), die nicht anders als durch sinnliche Antriebe, d. i. pathologisch, bestimmt werden kann. Diejenige aber, welche unabhängig von sinnlichen Antrieben, mithin durch Bewegursachen, welche nur von der Vernunft vorgestellt werden, bestimmt werden kann, heißt die freie Willkür (arbitrium liberum) (Kants' Werke, Bd. 3, 1911, Nachgedruckt 1973, 521) 「感受的に規定されうる選択意志は, たんに動物的選択にすぎない。しかし, 感性的な諸衝動に依存せずに規定されうるようなもの, したがって, 理性によってのみ表象される諸動因によって規定されうるようなものは, 自由な選択意志と呼ばれ」。Willkür のこの古い用法は現代語においては全く廃れてしまつたが, ゲーテにも依然見られる (Paul Fisher: Goethe-Wortschatz)。他方, カントは, 「道徳形而上学の基礎づけ」において, freier Wille, Freiheit des Willens をも用いている。denn sonst wäre ein freier Wille ein Unding (Kant's Werke, Bd. 4, 446) 「なぜなら, もしそうでなければ, 自由な意志というものはまったく不合理なものであることになろう」。was kann denn wohl die Freiheit des Willens sonst sein als Autonomie (ibid. 446–7) 「してみると, 意志の自由とは, 自律以外のなんであることができようか」。

最後に, 「意志の哲学者」とも呼ばれるショーペンハウアー (1788–1860) における「自由意志」の用例を見てみよう。彼はかかる概念に対して, 「倫理学の 2 つの根本問題」の中で, freier Wille, Freiheit des Willens, Willensfreiheit の 3 つを用いている。このうち Willensfreiheit の使用は彼が最初であると思われる。Ein freier Wille also wäre ein solcher, der nicht durch Gründe bestimmt würde (Sämtliche Werke, hrsg. von A. Hübscher, 1972, 8) 「自由意志とはもろもろの根拠によって規定されない意志」。... daß er / in einem gegebenen Fall,

auch Entgegengesetztes wollen könne, und nennt dies die Freiheit des Willens (ibid. 23)「場合によっては反対のものを欲することが出来ることとし、これを意志の自由と呼ぶ」。Unter Voraussetzung der willensfreiheit wäre jede menschliche Handlung ein unerklärliches Wunder (ibid. 45)「意志の自由というものを前提とするかぎり、すべての人間行為が解きがたい奇跡となるであろう」。

以上のほかに、古くは、ヤコブ・ペーメ、パラケルスス、ツヴィングリ、ヴォルフ、新しくは、フィヒテ、シェリング、ヘーゲル等の哲学者が考慮されなくてはならないかも知れない。これらの間では「自由意志」の考え方もそれぞれ異なっていると考えられるからである。しかし哲学用語としての *freier Wille* がすでに16世紀には定着してしまっていて、これらにあっても表現そのものは *freier Wille* であると推測されるので、あえて取り上げることはしなかった。

5. おわりに

古高ドイツ語時代における *liberum arbitrium* に対応する語の特色は、selb-, -uualt-に見い出される。selb-に代表される語は、selbuuala と selbkuri であり、その意味するところは、自己選択である。ここに、自由なる概念が「自己」と深くかかわっていることは、注目すべきである。

恐らく、selbuuala はノートカー以前から存在していて、ノートカーの造語ではないと思う。ノートカーは *liberum arbitrimn* の翻訳の際に、この語のみで、満足することなく、彼独自の *liberum arbitrium* 解釈に基づいて、-uualt-を語幹とするいくつかの語を取り入れたり、あるいは造り出した。この-uualt-が「自由意志」の意味で用いられたのはドイツ語史の上で、画期的な出来事と言えるが、しかし、この-uualt-も同じ意味と形を持ったまま次の時代に受け継がれていくことはなく、ノートカー一人で終ってしまった。

まだこの時代には、*liberum arbitrium* の *liber* に対応する *fri* はほとんど使われていない。古高ドイツ語における *fri* は、社会的な身分として、「奴隸ではない、隸属していない」の意味を表わすことの方が強かったと思われる。

中高ドイツ語において、内面化・精神化された *fri* を伴なった語があらわれ始め、初期には、*selb-*を有する語にまで付かされていた。その後、*selb-*を有する語は徐々に衰退していった。

fri を伴なう語、*frier wille*, *frie wal*, *frie kür* はこの頃にあらわれたが、*frier wille* は哲学・神学用語として、定着し、今日まで続いている。他方、*frie wal*, *frie kür* は日常的表現であったろうと推測される。やはりこの頃、あらわれ始めた *willkür* は 18 世紀に至るまで古い意味を保持していたが、その後、意味の悪化の現象にされされた。なお古い、*selbwalt*, *muotwille* なども意味は悪化していった。それは、日常語として使用されることが、多くなったためであろう。

liberum arbitrium とその類語に対応する主な語の変遷を図示すると次の如くである。

